

新型コロナウイルス感染拡大に伴う自立支援医療費の取扱いについて

令和2年5月11日

芦屋市福祉部障がい福祉課

今般、厚生労働省及び兵庫県より「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」が発出されていますが、その通知において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、指定医療機関等が休業すること等により、指定医療機関等において自立支援医療を受けることができない方がいることから、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる旨の取扱いが示されていますので、ご利用される際は、以下にある内容をご参照ください。

・医療機関受診

指定医療機関等が休業している等の事情で、緊急的に受給者証に記載されている医療機関以外に受診された場合でも、自立支援医療制度が利用できます。

ただし、現在認定されている自立支援医療に関する治療を受けた場合のみに限ります。

※受診する際は、現在お持ちの受給者証を医療機関に提示し、自立支援医療を受けている旨をお伝えください。

《受診できる例》

透析治療に関して自立支援医療（更生医療）の受給者証を所持されている方の場合

- ・受給者証に記載されている医療機関以外で透析治療を受けた

⇒自立支援医療の適用可 ○

※指定医療機関であるかどうかは問いません

- ・受給者証に記載されている医療機関以外で透析以外の治療を受けた

⇒自立支援医療の適用不可 ×

・変更申請

受給者証に記載の医療機関以外で受診をされた場合は、受診後必ず医療機関の変更申請を行ってください。

《必要書類等》

①自立支援医療費（精神通院・更生医療・育成医療）支給認定申請書

②現在お持ちの自立支援医療費受給者証

※申請書は障がい福祉課窓口にてお渡しします

《提出方法》

①に必要事項と変更後の医療機関と受診日をご記載の上、②と合わせて障がい福祉課までご提出ください。

※来庁することが難しい場合は、郵送での申請も受け付けていますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市役所 福祉部 障がい福祉課

TEL 0797-38-2043

FAX 0797-38-2160